

介護老人保健施設じゅんぷう
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
ご案内と重要事項説明書
(2024年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人堀川健康会 介護老人保健施設じゅんぷう
訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 令和2年4月1日
- ・所在地 京都市下京区西堀川通松原下ル橋橋町1
- ・電話番号 075(813)2323 ・ファックス番号 075(812)0550
- ・管理者名 吉田 巖
- ・介護保険指定事業所番号(第2650480037号)
- ・事業実施範囲 下京区を中心とし、北は丸太町通り以南、南は七条通り以北、
西は御前通り以東、東は烏丸通り以西、とする
他エリアに関しては相談

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

訪問リハビリテーションは、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

— 運営方針 —

- 1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。又、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- 2 当事業所では、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に各サービスを行います。又、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び身元引受人に対して必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者及び身元引受人

の同意を得て実施するよう努めます。

- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法及び同法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者及び身元引受人の了承を得ることとします。
- 7 当事業所は、訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- 8 当事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 条）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(3) 事業所の職員体制

職 種	員数	業務内容
・管理者 (医師)	1	利用者に対する日常的な医学的対応 訪問リハビリテーション指示書作成
・理学療法士	1	医師の指示による、訪問リハビリテーション計画に基づき、 訪問リハビリテーションのサービスを提供 プログラムの作成や機能訓練の実施
・作業療法士	2	
・言語聴覚士	1	

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日の 6 日間
- ・営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分

(5) サービス提供可能な日と時間帯

- ・サービス提供日 月曜日から土曜日の 6 日間
ただし、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
- ・サービス提供時間 9 時 00 分～16 時 30 分

2. サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

- ・訪問リハビリテーション：利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指します。
- ・介護予防訪問リハビリテーション：利用者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指します。

・共通事項

- ① サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターと連携を図ります。
- ② 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種により、訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者及び身元引受人に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
- ③ 医療機関から退院された利用者に対し訪問リハビリテーション計画を作成する場合には、医療機関との連携を図り、連続した質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、利用者に係るリハビリテーション情報を把握したうえで作成します。
- ④ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- ⑤ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

当事業所はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者及び身元引受人の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者及び身元引受人からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 利用者及び身元引受人等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、加算料金、その他の費用について利用者負担説明書（別表）を参照

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 社会医療法人 西陣健康会 堀川病院
- ・住所 京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865 番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. サービス提供に当たっての留意事項

- ・サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ・利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して

行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- ・当事業所は、利用者の担当者の退職や病気等による正当な理由がある場合、担当者を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の同意を得ることとします。
- ・当事業所のやむをえない都合や担当者の病気等による正当な理由により、サービスの提供曜日の振替やサービス提供者の変更等の調整、または中止とさせていただくことがあります。その場合には、事前に利用者の同意を得ることとします。
- ・悪天候により警報が発令されている場合には、サービスの提供曜日の振替、または中止とさせていただくことがあります。その場合には、事前に利用者の同意を得ることとします。
- ・利用者に感染症徴候を認める場合は、当事業所の判断にてサービス提供を中止とさせていただくことがあります。

5. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

6. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先(家族等)、居宅サービス計画(介護予防支援計画)を作成した居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

- ・サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先(家族等)、居宅サービス計画(介護予防支援計画)を作成した居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、京都市・その他市町村の行政機関に報告を行います。
- ・当事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとします。

8. 身体拘束等の廃止に向けての措置

原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

9. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の必要な措置を行います。またサービス提供中に当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利

用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

1 0. ハラスメント防止のための措置

当事業所は適切な訪問リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針（別添）を定め対応します。

1 1. 感染症防止のための措置

- ・サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

1 2. 心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話075-813-2323 内線102）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

1 4. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

1 5. 第三者による評価の実施状況

実施日 : 令和3年10月15日

評価機関 : 一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会

結果の開示 : 当施設ホームページ (<http://www.junepooh.com/>) にて開示